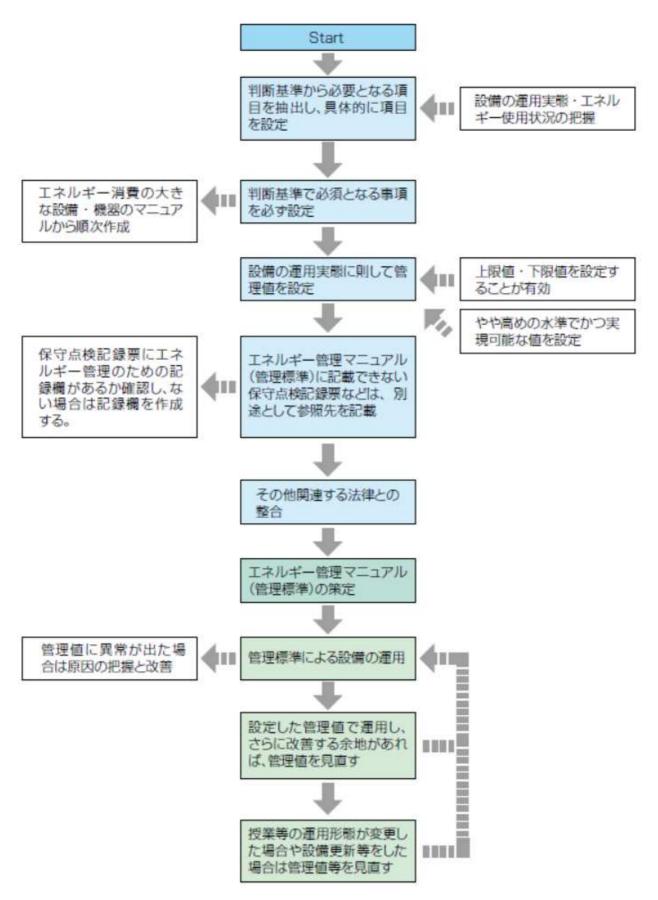
対	策	の内	容 ★管理標	★管理標準の作成						
(A)	運田対策	B 設備導入等效	区分番号	号 1102、3102						
	(単元) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1		小分类	頃   管理基準の作成・変更						
現				しているが、管理は担当者に任せている。						
	状	担当者は、国	取説を参考に独	自の考えを織り込んで運用メモをもっているようだ。						
		設備の運転	効率化を指導し	たいが、基準になるものがない。						
		担当者の高	齢化対策として	「若年層に技術を引き継がせなければならない時期で						
		ある。								
対	策内容	● エネルギー	一消費に関する	重要設備の運用方法を整理(標準化)する。						
		● 標準化の	内容を整理して	「管理標準」にまとめる。						
		● 管理標準	を引用すれば、	誰でもエネルギー使用量をほぼ最小に抑えて生産を						
		行うことがで	きるようにする。							
		1. 省エネ法告	示判断基準で	「管理標準」の作成が必須とされる設備						
	象 設 備	①燃焼設備	i、②熱利用設(	備、③廃熱回収設備、④発電専用設備及びコージェ						
<del>44</del>		ネレーション	設備、5受変電	記設備及び配電設備、⑥電気使用設備						
ויא		2. 事業者の判	川断で「管理標準	生」を作成する主な設備						
		①エネルギー	ー使用比率がり	公較的高い設備、②生産上重要度の高い設備、③運						
		用や設備構	造が複雑な設備	前、④操業を従業員の経験や勘に頼っている設備						
	理標準」記す内容	1. 目的、適用	範囲、対象設備	<b>着を明確にする。</b>						
「答		2. 制定、改訂	時期、作成者、	照査者、承認者を記録に残す。						
		3. 標準化項目	目は①運転管理	、②計測記録、③保守点検、④新設措置とする。						
<b>  ←</b>		4. 表題の設備	情について、標 <sup>注</sup>	単化項目毎に、内容、判断基準番号、管理基準、参						
		照マニュアル	レ等を明らかにす	ける。						
		1. 運転管理:	総合効率の向」	上を図るためになすべき事項						
「項	目」欄の容	2. 計測記録:	効率の監視、改	善に必要なデータの特定						
内		3. 保守点検:	効率の維持・向	上に関する事項						
		4. 新設措置:	設備更新を行う	場合に留意すべき事項						
「判	断基準」	「内容」欄の各事項が、省エネ法告示「判断基準」の何に該当するかを示す。								
欄	の内容	字								
「管	理基準」	当該設備の使用で基準になる項目、内容、留意点を記す。								
欄	の内容									
「参	照 マニュ	「内容」を「管理基準」内に収めるための方法、確認対象を示す。								
アノ	レ」欄の									
内	容									
改	訂 履 歴	改訂年月日、改訂内容、作成と承認								
制力	官年月日	承認、照査、作	作成、制定年月	日、実施年月日						

## 管理標準作成フロー図



(出典:文部科学省「実務管理者に求められる省エネルギー対策」)

省エネ法に基づく			「〇〇設備」管理標準(例)				整理番号:				
エネルギー管理標準					生物中 (四)	50	改訂:	頁:1/1			
1.目的 2.適用範囲											
項目		1	内 容			判断基準番号	管理基準	参照マニュアル等			
運転管理											
計測記録											
保守点検											
新設措置											
改	改訂年月日		3		改定内容		作成	承認			
訂											
履			\$								
歴		HERE	8		1	dr#c/r D r					
承		照本		作中		実施年月日					
認		查		成		制定年月日					

# 解説

1. 省エネルギー法と判断基準、管理標準の位置付け

### [判断基準と管理標準]

国は、エネルギーを使用する事業者の判断の基準となる具体的な事項を設備ごと定めている (判断基準)。事業者は、判断基準に従ってエネルギー使用合理化のために①運転管理、②計測・記録、③保守・点検に関する管理要領(マニュアル)を定めなければならない。このマニュアルを「管理標準」という。

### 2. 管理基準の内容

- (1)管理標準の制定を簡略化あるいは省略も可能な設備
  - ①エネルギーの使用量がある一定以下の設備
  - ②運用上変化のない設備
  - ③生産上重要度のレベルが低い設備
- (2)管理標準に織り込むべき内容

「どんな人でもそれさえ見ればエネルギー使用量をほぼ最小に抑えて生産することができる設備の運用方法を示したマニュアル」となることが望ましい。

#### 具体的には

- ①個々のエネルギー関連設備についての特性、機能等に応じて使用エネルギーが極力最低限 に抑えられる様な運用・管理のポイントや留意点を記述したもの。
- ②重要な管理項目については管理値、標準値を設定する。
- ③自動制御やコンピュータ制御の場合は制御の目標値等を示しておく。
- ④管理値、標準値を設定した事項については定期的な計測と記録を実施する。計測値の記入に際して管理値・標準値と対比チェックできるようにし、計測値が管理値などから外れた場合にはそのアクションについて記入ができるような欄も設ける。
- ⑤自動制御やコンピュータ制御の場合も重要管理事項については一定時間ごとに測定記録値を アウトプットするようにしておく(記録を残しておく)。
- ⑥設備の故障や劣化を防ぐため、重要設備については保守点検の要領やポイントを明示し、周期を設定して、定期的な保守点検を行う。
- ⑦保守点検についても、保守・点検簿に実施日、保守・点検・修理等の内容や結果を記録する。